

西東京市にお住いの保護者の方へ

私立幼稚園等の給付費請求書・補助金申請書の提出について

【施設等利用給付費・保護者負担軽減事業費補助金のご案内】

補助金の種類 (詳しくは④ページをご覧ください。)

子育てのための施設等利用給付

事前に施設等利用給付認定を受けていて、保育料等を納入した保護者の方への給付費です。保育料等を納入した保護者の方への給付費で、月額 25,700 円を上限に給付が受けられます。所得制限はありません。

保護者負担軽減事業費補助金

保育料等を納入した保護者の方への補助金です。支給上限金額は、世帯所得等によって異なります。詳しくは④ページの補助区分をご覧ください。

実費徴収に係る補足給付補助金

給食費を支払った保護者のうち、第3子以降の園児がいる世帯及び市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯の方への補助金です。

交付予定時期

- 子育てのため施設等利用給付費・実費徴収に係る補足給付補助金
令和3年 11月22日(4~9月分)・令和4年5月中下旬(10~3月分)
- 保護者負担軽減事業費補助金
令和3年 11月30日(4~9月分)・令和4年3月31日(10~3月分)

提出が必要な書類

- ◆ 令和3年度 施設等利用費請求書【4~9月分*】
実費徴収(食材料費)に係る補足給付補助金申請書兼領収書【4~9月分*】
※10~3月分は1月下旬頃に配布予定です。
- ◆ 申請書の各添付書類(②ページをご覧ください)

1枚の様式になっています。

受付期間・提出先

- ◆ 通園している幼稚園等から提出日の指定がありますので、指定された日までに園へ提出してください。
- ◆ 転入等の理由により上記期間中に提出できなかった方は、令和4年3月11日(必着)までに申請してください。この日を過ぎますと今年度分の交付予定時期に交付できない場合がありますのでご注意ください。

◆◆◆ 問い合わせ先 ◆◆◆

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号 田無第二庁舎2階
西東京市子育て支援課調整係 TEL042(460)9841(直通)

添付書類について

1. マイナンバー（個人番号）関係書類

①および②の書類の添付が必要です。 ※ 申請者の分をご用意ください。

必 要 書 類	
①マイナンバー確認書類 (次から1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード裏面のコピー（顔写真付きのプラスチック製カード） ・マイナンバーが記載された住民票※¹（発行から3ヶ月以内。コピー可） ※1 住民票等自動交付機ではとれません。本人確認書類を持参し市民課(出張所)窓口で申請してください ・マイナンバーの通知カード※²のコピー（一斉に郵送されている、うす緑色の紙のカード）。 ※2 住所・氏名等の記載が住民票の記載事項一致している場合に限りです（令和2年5月25日以降に転居等をしている場合は確認書類として利用できません）。
②本人確認書類 (次から1点または2点)	<p>★1点で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード表面のコピー ・官公署発行の顔写真付き証明書※のコピー ※氏名、生年月日または住所が記載されたもの 例) 運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳等
	<p>★2点で確認(次のうちから2点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険被保険者証のコピー ・年金手帳のコピー（氏名・生年月日等が記載されているページ） ・児童扶養手当証書のコピー ・特別児童扶養手当証書のコピー ・官公署発行の氏名、生年月日または住所が記載されている書類のコピー

2. 振込先にゆうちょ銀行の口座を指定した方 ⇒ **通帳のコピー**が必要です

請求書に記入した口座名義および他金融機関からの振込受取用情報（【店名】・【店番】・【預金科目】・【口座番号】）が印字されている箇所（通帳の表紙をめくってすぐの見開きページ）をコピーしてください。

3. 寡婦（寡夫）のみなし適用を受ける方

⇒ 申請書内にある、寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請欄に○を記入の上、**申請者・児童の戸籍全部事項証明書** および **児童扶養手当証書のコピー** を提出してください。

「婚姻暦のないひとり親家庭」の利用者負担を軽減する制度で、適用には事前申請が必要です。該当するご家庭には必要書類等をご案内しますので、問い合わせ先までご連絡ください。

4. ひとり親世帯等の保護者負担軽減について

世帯の市民税所得割額が77,100円以下に該当する世帯で、次に掲げる事項に該当する場合は、該当事項を証する書類（コピー等）を提出してください。「ひとり親世帯等」の区分に該当となります。

	該当する世帯（下記に該当する者がいる世帯）	必要添付書類	
1	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者	ご相談ください	
2	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者	申請者・児童の戸籍全部事項証明書または児童扶養手当証書のコピー	
3	身体障害者福祉法第の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者	在宅に限る 身体障害者手帳のコピー	
4	療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者		療育手帳のコピー
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者		精神障害者保健福祉手帳のコピー
6	特別児童扶養手当の支給対象児童		特別児童扶養手当証書のコピー
7	国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等		年金証書のコピー
8	要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者	ご相談ください	

5. 海外に居住していた方で次の条件にあてはまる方

保護者補助金は、前期（令和3年4～8月分）と後期（令和3年9月～令和4年3月分）で算定に使用する課税情報が違います。次の条件にあてはまる方は、課税(非課税)情報の公算確認ができないため、勤務先等から「給与証明書」の交付を受けて提出してください。証明は「海外での支払い分」・「国内での支払い分」それぞれの給与証明が必要です。

- (1) 令和2年1月1日時点で海外にいた方は、平成31年1月1日～令和元年12月31日の間に支払われた給与・控除等の証明書の交付を受けて申請書に添付し提出してください。
- (2) 令和3年1月1日時点で海外にいた方は、令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に支払われた給与・控除等の証明書の交付を受けて申請書に添付し提出してください。
- (3) (1)(2)の両方に該当する方は、両方の証明書の交付を受けて申請書に添付し提出してください。

※ 市民税所得割額が256,300円を超える世帯（補助6区分、**世帯年収目安：730万円超**）と思われる方は、申請書中段の余白部分に「**基準額を超えるため添付しません**」と記入いただければ、**給与証明書の添付を省略**できます（6区分として補助金を算定）。

申請の際の注意事項（全般）

- ◆ 請求書は全ての方に提出していただきます。万が一、指定された期限までに提出できない場合は、通園先にその旨を伝え、市へ持参または郵送してください。郵送の際は必ず、封筒裏面に 園児名・通園施設名・学年を記載して下さい。
- ◆ 給付費及び補助金は、申請書に記載された金融機関口座に振り込みます。
- ◆ **申請者（認定保護者）と口座名義は同一の方をご記入ください。**
- ◆ 保護者補助金及び実費徴収に係る補足給付補助金の算定の際、令和2年度及び令和3年度の市民税が未申告等の理由で決定されていない場合、補助金の区分は第6区分となります。
保護者補助金額の算定決定にあたり課税額の確認が必要です。確定申告が必要な方は必ず申告してください。
- ◆ 給付費と補助金の上限額の合計がお支払いになった年間保育料よりも多くなる場合は、給付及び補助金額は年間保育料までとなります。
- ◆ 年度途中に入園・退園、転入・転出した際は、給付費の金額を日割りで計算し決定します。
- ◆ 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- ◆ 交付申請書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負えませんので予めご了承ください。
- ◆ 給付費の請求は支払期毎に必要です。保護者補助金の交付申請については年度ごとに申請が必要です。
- ◆ 児童養護施設、ファミリーホームの入所児童および里親に委託している里子は、保護者負担軽減事業費補助金においては補助の対象外となります。

施設等利用費請求書(4～9月分)

実費徴収(食材料費)に係る補足給付補助金申請書 兼 領収書(4～9月分) に関する注意事項

- ◆ 請求書裏面の「○特定子ども・子育て支援に要した費用の額 及び 施設等利用費の請求金額」欄について、枠内に記載されている「別紙書類」は各幼稚園が市に提出しますので、保護者の方は今回送付した請求書のみご提出ください。
- ◆ 請求書裏面の「○在籍園の預かり保育事業以外の認可外保育施設等利用状況」欄について、預かり保育の基準を満たしていない施設に在籍し新2号認定を受けている方で、認可外保育施設等を利用された場合は、利用した（令和3年4月～9月までの利用見込分を含む）施設や事業を①～③欄に記入のうえ請求書を園の指定する日までに提出してください。
- ◆ 在籍園の預かり保育事業以外の認可外保育施設等利用分の給付を請求される場合は、利用した施設等への支払額を証明する

◇ 領収書
◇ 特定子ども・子育て支援提供証明書

 を利用した施設に発行してもらい、令和3年10月8日（金）までに市役所田無第二庁舎に持参または郵送してください。

なお、在籍園の預かり保育利用分が月額11,300円（給付上限額）を超えた場合、認可外保育施設等利用分は給付の対象となりません。

令和3年度 給付上限額・補助上限額 一覧

○ 子育てのための施設等利用給付費

- ◆ 認定を受けている全ての方 幼稚園保育料分：月額 25,700 円 【対象経費】今年度支払った入園料・保育料
- ◆ 新2号認定を受けている方 預かり保育利用料及び認可外保育施設等利用分：月額上限 11,300 円
※但し、預かり保育利用分は日額 450 円 × 利用日数が給付上限となります（預かり保育料を月極で支払っている場合も同じです）。

○ 保護者負担軽減事業費補助金

◆ 補助区分

区分	対象基準（世帯）	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 市民税所得割非課税世帯のひとり親世帯等(*)	11,400 円	11,400 円	11,400 円
2	市民税所得割非課税世帯 (市民税所得割額が 77,100 円以下のひとり親世帯等(*)を含む。)	8,400 円		
3	市民税所得割額が 77,100 円以下	7,000 円	7,000 円	
4	市民税所得割額が 211,200 円以下	7,000 円	7,000 円	10,800 円
5	市民税所得割額が 256,300 円以下			10,200 円
6	上記の所得割額を超える世帯			7,000 円

*ひとり親世帯等…②ページ4. の表に該当する世帯

【対象経費】・保育料(全世帯)・その他納付金*(薄灰色の区分の世帯)

※その他納付金…園則に定めがあり、保護者が毎年徴収されるもの。但し、実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外。(対象例)施設維持管理費・冷暖房費・保健衛生費等

- ◆ 補助金額は、市民税所得割額および園児の兄姉の状況により区分を決定します。
- ◆ 市民税所得割額は、税額控除（調整控除を除く）適用前の額を算定基準とします。世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。
- ◆ 園児の兄姉の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。
 - ① 小学1～3年生である
 - ② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
 - ③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
 - ④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
 - ⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である
- ※ 市民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯は、兄姉の年齢制限はありません（生計を一にする者に限る）。
- ◆ 年度途中に入園・退園、転入・転出した場合は、補助金額を日割りで計算し決定します。
- ◆ 政令指定都市から転入した方へ
地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成 30 年度から変更（道府県民税 4%→2%、市民税 6%→8%）となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割課税額・税額控除を用いて行います。

○ 給食費(食材料費)の実費徴収に係る補足給付補助金

- ◆ 対象世帯
 - ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、第3子以降に該当する全ての世帯
 - ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、区分1～3に該当する世帯（市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯）
- ◆ 補助額
 - ・副食費 月額上限 4,500 円
 - ・主食費 月額上限 3,000 円
 - ※但し、1食分の食材料費（給食費全額ではありません。）×実食数が給付上限となります。